



innoventier 弁護士法人  
イノベンティア  
Power for the Business

## 企業法務相談室

〈第65回〉ロシア連邦弁護士、ウズベキスタン弁護士  
アザマト・シャキロフ  
2011年タシケント国立法科大学及び名古屋大学日本法研究センター、2015年大阪大学大学院法学研究科を修了。  
2015年～2016年、北浜法律事務所勤務、2016年4月から弁護士法人イノベンティア所属(2016年6月～2017年12月、Mineev&Partners法律事務所(モスクワ)にて勤務)

# 日本企業による脱ロシアの方法やその留意点

す。これによりロシア子会社の存続が困難となり、今後の状況について見通しが立たなくなつたため、休眠もしくは清算などによる撤退の検討を進めたいと思つています。今の状況下でロシアから撤退するにあたって、注意すべき点があれば教えてください。また、休眠・清算以外の方法で存続できる可能性があるのであれば、その方法を教えてください。

## 一 はじめに

二〇二二年二月二四日に、ロシアによるウクライナへの軍事行動が始まったことが世界の注目を浴びています。現在、軍事行動を開始したロシアに対しては、日本を含む多数の国が制裁措置をとっています。その影響は日本企業にも及び、ロシアでの事業を継続することが実質的に難しくなっている企業も少なくありません。そのため、現状、多くの企業がロシア事業から撤退することを余儀なくされ、または検討しています。

一般に、ロシアから事業を撤退する方法としては、資産や株券の売却、第三国への移転、清算や休眠等を伴う手続き等がありますが、今後の状況がどのように展開するか予測し難いため、完全に事業を手放してしまうことに

ついては、逡巡する日本企業が多いと思われる。そのため、現段階でもっとも頻繁に選択されている手段は、休眠手続となつていきます。本稿では、上述のような各種の手続のうち、休眠や清算による撤退方法を限定した上で、これらの留意点について紹介したいと思います。

## 二 清算

清算とは、具体的には、ロシア子会社を解散した後に会社の財産を換金・分配することを行い、ロシアからの事業の撤退の手段として用いることができます。手続としては、社内で清算に関する決定を採択した上で、財産の換価処分をすることになりますが、その過程で、清算委員会を選任しなければならぬ場合もあります。また、ロシアの税務当局・関連基金・銀行などに清算通知を公表することも、ロシア国家登録公報に清算を公表することも必要になります。さらに、連邦法人登記簿(統一国家法人登記簿)やロシア子会社の各債権者への清算通知もする必要があります。こういった手続を経た後に、中間清算貸借対照表を作成し、ロシアの税務当局に清算書類一式を提出する、というのが全体の流れになります。通常の場合、清算手続には、一年程度の時間がかかります。

## 今回の相談

弊社は、ロシア国内で自社製品を販売しています。数年前からロシアで子会社を設立しており、事業を継続してきました。しかし、ロシアは、二〇二二年二月二四日のウクライナ侵攻により、日本や欧米等から大規模な経済制裁を受けたため、ロシアへの輸出を一時停止していま

## 二・一 清算による労務問題

ロシア子会社を清算する場合、従業員全員を解雇することができます。清算する子会社に一五名以上の従業員を雇用している場合は、清算の最低三か月前に、従業員と雇用センターに通知をすることが必要になります。清算に伴って解雇された従業員には、平均月収に加え、退職金として、解雇日から最長二カ月にわたり、平均月収に相当する額の金銭を支払う必要があります(労働法第一七八条)。

## 三 休眠(事業停止)

上記の清算は法人を解散する手続ですが、その他の手段として、法人格を残したまま、ロシア子会社の事業活動を停止することも可能です。この手続は一般に休眠と呼ばれ、その期間に制限はありません。

休眠を選択する場合、清算とは異なり、具体的な手続きが伴わず、単に納税の申告時に収入がないことの申告をするだけとなります。休眠することによって、後述するように税務の処理や労務問題が生じます。

## 三・一 税務問題

事業停止している期間は、法人税など、事業活動に伴って生じる税金を支払う必要はなくなりますが、ロシア子会社が不動産等を所有する場合は、事業停止中も、固定資産税等不動産にかかる税金を支払い続ける必要があります。さらに、事業停止中であっても、ロシアの税務当局に毎年確定申告をする必要があり、年金・保険基金にも申告をする必要があ

ります。確定申告に不正・ミス等が発見された場合、ロシアの税務当局は、裁判を通じて、会社を強制的に清算することができます。また、業務停止期間が長期になった場合、ロシアの税務当局が現場確認調査をしたり、提出したもの以外の書類を追加で求めたりすることがあり、その場合には、対応が必要になります。

## 三・二 休眠手続における労務問題

ロシアでは、業務停止を理由に、従業員との労働契約を解除することは原則として認められていません。事業停止中は、月額給与の三分の二を払い続ける必要があります。従業員が業務停止中に長期無給休暇をとる場合は、給与を支払う必要はなく、休眠を選択する会社は、従業員にその同意を求めなければなりません。従業員が同意しなければ、無給休暇をとらせることは困難です。そのような場合には、まず下記の整理解雇をし、その後、休眠手続を実施することもあります。

## 三・三 整理解雇

ロシアでは、財務的困難を理由とする整理解雇が認められています。しかし、これには例外があり、特定の対象者については、整理解雇が制限されています。具体的には、妊娠中の女性や幼児や障害者の家族などがこの例外にあたります。この例外に該当する場合において、解雇するためには、合意によることが必要になります。整理解雇をする場合、会社は、平均月給相当額の退職金を支払う義務があります。

また、削減対象人員の選定においては、生産性・能力がより高い従業員に残留の優先権

が与えられています。一部の者を人員削減として解雇する場合、この優先権の分析を行わずに解雇を実施すると、解雇は違法とされま。他方、削減対象従業員と同種職務を行う者が他にいない場合や、同種職務を行う者すべて解雇する場合には、優先権を分析せず解雇することができます。同種職務の有無は、労働契約書、職務明細書や人員体制表から判断されます。これらの書類が整理されていない場合は、整理解雇を進めるに先立ち、予め整理しておくことが推奨されます。

## 三・四 休眠時における債務の履行

ロシア子会社が現地取引先との間で商品を提供すること等が規定された契約書が締結されている場合、当該子会社が休眠しても、契約上の債務を免れることはできず、その履行を続ける必要があります。そのため、現地取引先と協議の上、既存の販売契約を終了させ、または、状況が回復されるまで販売を停止するといった内容の覚書を作成し、合意によって取引を停止することが望ましい対応となります。この場合、取引再開の可能性があるならば、取引を一時的に停止して様子を見るのが合理的な選択になると思われませんが、取引再開の可能性がないならば、確実なリスク回避手段は、販売契約を終了させることとなります。

## 四 その他の問題

ロシアは、日本や欧米などに対して、通貨規制などを通じて、対抗措置をとっています。例えば、ロシア子会社の資産や株券を売却しても、第三国へ移転しても、制限措置にかかることに十分な注意を払う必要があります。